

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 障がい福祉課

不利益処分の内容	特別障害者手当の返還	
根拠法令等及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の5において準用する第22条第2項	
処分基準	根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の5において準用する第22条第2項、 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第7条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	【 基 準 】	
	<p>1 前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)又は福祉事務所を設置する町村に返還しなければならない。</p> <p>(1) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第20条に規定する政令で定める額(2参照)を超えること。当該被災者に支給された手当</p> <p>(2) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額(2参照)以上であること。当該被災者を配偶者または扶養義務者とする者に支給された手当</p> <p>2 政令で定める額</p> <p>法第20条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは、360万4千円とし、扶養親族等があるときは、360万4千円に当該扶養親族等1人につき38万円(当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養控除1人につき48万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等であるときは、当該特定扶養親族1人につき63万円とする。)を加算した額とする。</p>	

